

## 「教育研究大会の指導助言者」の選出方法等について

松江教育事務所

### 1 要点

- 県教育庁各課、教育センター、教育事務所の指導主事等に指導助言を依頼したいとき  
その選出については、大会事務局を置く学校が、その学校を所管する教育事務所の学校教育スタッフ企画幹に相談する。
- 指導助言者が決定した後の手続きは、大会事務局校が指導助言者と直接行う。
- 教育研究大会当日までの事前指導等を依頼したい場合、授業等の実施校がその学校を所管する市教育委員会を経由し、松江教育事務所を通して申請する。

### 2 研究大会当日の指導助言者の選出・依頼の手順

次の（１）から（５）の順に進めていく。（（２）は教育事務所が行う内容）

- （１）事務局校は、管理職を通してその事務局校を所管する教育事務所の学校教育スタッフ企画幹に連絡・相談する。その際、旅費や業務内容等の詳細について知らせる。
- （２）（企画幹は、本庁各課、教育センター、他教育事務所の企画幹等と調整を行う。）
- （３）事務局校は、連絡・相談した企画幹から、指導助言者の案について回答を受ける。受けた回答に理解できないときには、再度企画幹と協議する。
- （４）事務局校は、管理職を通して当該の指導助言者に、詳細について連絡する。
  - ・大会当日の旅費や事前指導の有無等について伝える。
  - ・大会当日の依頼文書等の様式の確認を行う。（県では統一した様式を定めていない）
- （５）事務局校は、派遣依頼文書等を当該の指導助言者の所属長及び指導助言者本人に発出する。

### 3 研究大会当日までの事前指導等の手順

上記２で選出・依頼した指導助言者に、研究大会当日までの事前指導を依頼する場合

#### （１）松江教育事務所所属指導主事の場合

継続型訪問指導、申請訪問指導（研究推進型）又は中途申請訪問（様式１）のいずれかで依頼する。

授業等を実施する学校の校長がその学校を所管する市教育委員会を経由し、松江教育事務所長に申請を行う。

#### （２）松江教育事務所所属でない指導主事の場合

申請訪問指導（研究推進型）又は中途申請訪問（様式３－１・２）のいずれかで依頼する。

授業等を実施する学校の校長がその学校を所管する市教育委員会を経由し、松江教育事務所長を通して当該所属長に申請を行う。

※（様式１）、（様式３－１・２）は、松江教育事務所ホームページよりダウンロードできる。

### 4 その他

- 対象となる指導主事には、市町村派遣指導主事を含む。（市町村教育委員会の指導主事や学校関係者等は対象ではない。）

【図】「教育研究大会の指導助言者」の選出・依頼の手順についてのフローチャート

